

第13次鳥獣保護管理事業計画書

令和 4年 4月 1日から
5年間
令和 9年 3月31日まで

岐 阜 県

目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
①	指定に関する方針	1
②	指定区分ごとの方針	2
(2)	鳥獣保護区の指定計画	3
2	特別保護地区の指定	6
(1)	方針	6
(2)	特別保護地区の指定計画	7
3	休猟区の指定	9
(1)	方針	9
(2)	休猟区の指定計画	9
(3)	特例休猟区の指定計画	9
4	鳥獣保護区の整備等	9
(1)	方針	9
(2)	管理標識の設置計画	9
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	10
1	鳥獣の人工増殖	10
2	放鳥獣	10
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	11
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	11
(1)	希少鳥獣	11
(2)	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画を策定した鳥獣	11
①	第一種特定鳥獣保護計画	11
②	第二種特定鳥獣管理計画	11
(3)	狩猟鳥獣	11
(4)	外来鳥獣等	11
(5)	指定管理鳥獣	11
(6)	一般鳥獣	12
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	12
(1)	許可しない場合の基本的な考え方	12
(2)	許可にあたっての条件の考え方	12
(3)	わなの使用にあたっての許可基準	12
①	わなの構造に関する基準	12
②	標識の装着に関する基準	13

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	13
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	13
2-1 学術研究を目的とする場合	13
(1) 学術研究	13
① 研究の目的及び内容	13
② 許可対象者	13
③ 鳥獣の種類、数	14
④ 期間	14
⑤ 区域	14
⑥ 方法	14
⑦ 捕獲等又は採取等後の処置	14
(2) 標識調査	15
① 許可対象者	15
② 鳥獣の種類、数	15
③ 期間	15
④ 区域	15
⑤ 方法	15
⑥ 捕獲等又は採取等後の処置	15
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合	15
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護	15
① 許可対象者	15
② 鳥獣の種類、数	15
③ 期間	15
④ 区域	15
⑤ 方法	15
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	15
① 許可対象者	15
② 鳥獣の種類、数	16
③ 期間	16
④ 区域	16
⑤ 方法	16
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	16
① 許可対象者	16
② 鳥獣の種類、数	16
③ 期間	16
④ 区域	16
⑤ 方法	16
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	16

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止	16
① 方針	16
② 許可基準	17
1) 許可権者	17
2) 許可の区分	17
3) 捕獲者（個人以外の場合は従事者）の要件	17
4) 区域	19
5) 鳥獣の種類、数	19
6) 期間	19
7) 許可基準の特例の設定	20
8) 方法	21
③ 予察による捕獲	21
1) 方針	21
2) 許可基準	21
3) 予察表の作成	22
④ 被害防止捕獲の体制の整備等	25
1) 方針	25
2) 従事者の育成	25
⑤ 鳥獣の適正管理の実施	25
1) 方針	25
2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画	25
(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整	26
① 許可対象者及び捕獲者	26
② 鳥獣の種類、数	26
③ 期間	26
④ 区域	26
⑤ 方法	26
2-4 その他特別の事由の場合	26
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	26
① 許可対象者	26
② 鳥獣の種類、数	26
③ 期間	26
④ 区域	26
⑤ 方法	26
(2) 愛がんのための飼養の目的	26
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	26
① 許可対象者	26
② 鳥獣の種類、数	27

③ 期間	27
④ 区域	27
⑤ 方法	27
(4) 鵜飼漁業への利用の目的	27
① 許可対象者	27
② 鳥獣の種類、数	27
③ 期間	27
④ 区域	27
⑤ 方法	27
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	27
① 許可対象者	27
② 鳥獣の種類、数	27
③ 期間	27
④ 区域	27
⑤ 方法	27
(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	27
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	28
3-1 捕獲許可した者への指導等	28
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	28
(2) 捕獲従事者の指揮監督	28
(3) 危険の予防	28
3-2 許可に関する事務処理の市町村への移譲	29
3-3 鳥類の飼養登録	29
(1) 方針	29
(2) 飼養適正化のための指導内容	29
3-4 販売禁止鳥獣等	29
(1) 許可の考え方	29
(2) 許可の条件	30
3-5 捕獲等又は採取等の情報の収集	30
3-6 捕獲等の確認	30
(1) 捕獲実施の確認	30
(2) 捕獲個体の処理の確認	30
3-7 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	30
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	31
1 特定猟具使用禁止区域の指定	31
(1) 方針	31
(2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画	32
2 特定猟具使用制限区域の指定	35

3	猟区の設定	35
4	指定猟法禁止区域	35
(1)	方針	35
(2)	指定猟法禁止区域の指定計画	36
(3)	許可の考え方	36
(4)	条件の考え方	36
第六	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	36
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	36
(1)	計画作成の目的	36
(2)	対象鳥獣	36
(3)	計画期間	36
(4)	対象地域	36
(5)	計画の目標	37
2	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	37
(1)	計画作成の目的	37
(2)	対象鳥獣	37
(3)	計画期間	37
(4)	対象地域	37
(5)	計画の目標	37
3	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	38
(1)	目的	38
(2)	実施期間	38
(3)	実施区域	38
(4)	目標	39
(5)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	39
第七	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	39
1	基本方針	39
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	39
(1)	方針	39
(2)	管理対象鳥獣生息状況調査	39
(3)	希少鳥獣等保護調査	40
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	40
(5)	カモ類糞便調査	40
(6)	狩猟鳥獣生息状況調査	41
3	鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査	41
(1)	狩猟実態調査	41
(2)	鳥獣保護区等の指定、管理等調査	41
八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	41

1	鳥獣行政担当職員	41
(1)	方針	41
(2)	設置計画	42
(3)	研修計画	42
2	鳥獣保護管理員	42
(1)	方針	42
(2)	設置計画	43
(3)	年間活動計画	43
(4)	研修計画	43
3	保護及び管理の担い手の育成及び確保	43
(1)	方針	43
(2)	研修計画	44
(3)	狩猟免許取得者、捕獲従事者の確保、育成	44
(4)	専門的知見を持つ人材の育成、確保	44
4	取締り	44
(1)	方針	44
(2)	年間計画	45
5	岐阜県野生鳥獣リハビリセンター	45
(1)	方針	45
(2)	施設整備計画	45
6	野生鳥獣管理の推進強化	45
7	必要な財源の確保	45
第九	その他	46
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	46
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱	46
3	狩猟の適正化	46
4	入猟者承認制度に関する事項	46
5	傷病野生鳥獣救護の基本的な対応	46
(1)	方針	46
(2)	救護個体の取扱	47
6	感染症への対応	47
(1)	高病原性鳥インフルエンザ	47
(2)	豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)	47
(3)	その他の感染症	47
7	普及啓発	48
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及啓発	48
①	方針	48
②	事業の年間計画	48

③ 愛鳥週間行事等の計画	48
(2) 餌付けの防止	48
① 方針	48
② 年間計画	48
(3) 野鳥の森等の整備	49
(4) 野鳥保護パートナー校の育成	49
① 方針	49
② 内容	49
(5) 法令等の普及徹底	49
① 方針	49
② 年間計画	49

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する方針

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、海拔3,000mを超える山岳地帯から海拔0mの平野部に及ぶ起伏に富んだ地形を有しており、多くの大小河川を擁する多様な自然環境に恵まれている。

このような地理的条件から植物の種類では種子植物、シダ植物を合わせて2,800を超える種が確認されており、北方系植物の南限、南方系植物の北限となり、植物区系の接点地域が多く存在する。また、森林についても、シイ・カシを中心とする照葉樹林（常緑広葉樹）、コナラ等の暖温帯落葉広葉樹林、ブナ・ミズナラ等の落葉広葉樹林、シラビソ・コメツガ等の常緑針葉樹林、高山帯植生等、地形、標高に応じた変化に富んだ多様な植生となっている。

また、鳥類は280、哺乳類は50を超える種が確認され、鳥獣の種類及び生息数ともに豊富である。北アルプスの標高2,400～3,000mの高山帯には、県の鳥で特別天然記念物にも指定されているライチョウが生息しており、木曾川、長良川、揖斐川の下流域には毎年2万～3万羽のカモ類が渡来している。また、県内にはニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ等の大型獣類が生息しており、ニホンザル、キツネ、タヌキ、イタチ、テン等中小型の獣類も広く分布している。

一方で、ニホンジカやイノシシ、ニホンザル等一部の野生鳥獣においては生息数の増加や生息域の拡大によって、農林水産業被害が拡大したため、防護柵の設置、捕獲の強化等の対策を進めた結果、農作物被害額は平成28年度の2億7,883万円から、令和2年度には2億1,896万円に減少させることができたが、依然大きな被害が発生している。

しかしながら、野生鳥獣は、生態系を構成する重要な要素であり、古来より自然資源としても重要な位置を占めており、生物多様性の保全、持続可能な自然資源の利用の視点からも適切に管理していくことが重要である。

県指定鳥獣保護区は、第12次鳥獣保護管理事業計画終了時で県内に103箇所(別に国指定2箇所)、54,781ha(別に国指定20,546ha)が指定されているが、こうした状況と認識を踏まえ、第13次鳥獣保護管理事業計画においては、次の事項に留意して引き続き鳥獣保護区の指定を行う。

- ・ 鳥獣の生息状況や生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣保護の見地から、当該鳥獣の保護のため重要と認める区域を優先的に指定する。
- ・ 県内全域において生物多様性を保全するため、偏りなく配置する。
- ・ 野生鳥獣保護管理の専門家、関係市町村、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等関係者との合意形成に努め、農林水産業等に伴う人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。
- ・ 社会的環境及び利害関係者の意向の変化を考慮し、鳥獣保護区の指定期間は10年間とする。
- ・ 計画期間内に期間満了となる鳥獣保護区は、原則として期間更新を行うこととするが、鳥獣による農林水産業被害等を踏まえて、区域の見直しや更新期間の終了について検討する。

② 指定区分ごとの方針

(第1表)

指定区分	方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性を確保するため指定する。
大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域の生物多様性の拠点を確保するため指定する。
集団渡来地の保護区	集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湿地、湖沼等のうち必要な地域を指定する。
集団繁殖地の保護区	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、これらの繁殖地である断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等のうち必要な地域を指定する。
希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣等その他絶滅のおそれがある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域を指定する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域を指定する。
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定計画

面積:ha (第2表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	年 度	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				4	5	6	7	8	計(B)	4	5	6	7	8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	87	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	26,100	変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大規模生息地	箇所		箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団渡来地	箇所		箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団繁殖地	箇所		箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
希少鳥獣生息地	箇所		箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生息地回廊	箇所		箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	面積		変動面積	1,157	0	0	0	0	1,157	0	0	0	0	0	0	0
計	箇所		箇所	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	面積		変動面積	1,157	0	0	0	0	1,157	0	0	0	0	0	0	0

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
4	5	6	7	8	計(D)	4	5	6	7	8	計(E)		
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	△1	77
0	0	0	0	0	0	1,157	0	0	0	0	1,157	△1,157	48,996
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,803
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	345
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	972
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,157	2,665
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	103
0	0	0	0	0	0	1,157	0	0	0	0	1,157	0	54,781

* 箇所数: B-E
面積: B+C-D-E

**箇所数: A+B-E
面積: A+B+C-D-E

面積:ha (第3表)

年度	所在地 (市町村名)	名称	指定区分	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由等
					異動前 の面積	異動 面積	異動後 の面積		
令和4年度	岐阜市	長良川	集団渡来地	期間更新	776	0	776	R4. 11. 1～R14. 10. 31	
	関市	百年公園	身近な鳥獣生息地	期間更新	100	0	100	R4. 11. 1～R14. 10. 31	
	瑞浪市	釜戸	森林鳥獣生息地	期間更新	377	0	377	R4. 11. 1～R14. 10. 31	
	土岐市	土岐	身近な鳥獣生息地	期間更新	1,157	0	1,157	R4. 11. 1～R14. 10. 31	指定区分の変更
	恵那市	上矢作大船山	森林鳥獣生息地	期間更新	380	0	380	R4. 11. 1～R14. 10. 31	
	高山市	日影平	森林鳥獣生息地	期間更新	470	0	470	R4. 11. 1～R14. 10. 31	
	高山市	松倉	森林鳥獣生息地	期間更新	510	0	510	R4. 11. 1～R14. 10. 31	
	高山市	であいの森	身近な鳥獣生息地	期間更新	40	0	40	R4. 11. 1～R14. 10. 31	
	高山市	岩瀬	森林鳥獣生息地	期間更新	326	0	326	R4. 11. 1～R14. 10. 31	
高山市	野麦	森林鳥獣生息地	期間更新	224	0	224	R4. 11. 1～R14. 10. 31		
計				10箇所	4,360	0	4,360		
令和5年度	東白川村	下親田	森林鳥獣生息地	期間更新	215	0	215	R5. 11. 1～R15. 10. 31	
	御嵩町	南山	希少鳥獣生息地	期間更新	480	0	480	R5. 11. 1～R15. 10. 31	
	高山市、下呂市	御嶽	森林鳥獣生息地	期間更新	1,432	0	1,432	R5. 11. 1～R15. 10. 31	
	白川村	白川郷合掌造り民家園	身近な鳥獣生息地	期間更新	43	0	43	R5. 11. 1～R15. 10. 31	
	高山市	有道	希少鳥獣生息地	期間更新	347	0	347	R5. 11. 1～R15. 10. 31	
計				5箇所	2,517	0	2,517		
令和6年度	岐阜市	金華山	森林鳥獣生息地	期間更新	500	0	500	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
	山県市	鳥羽川	集団渡来地	期間更新	5	0	5	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
	山県市	舟伏山	森林鳥獣生息地	期間更新	104	0	104	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
	大垣市、輪之内町、 海津市、養老町	船附	集団渡来地	期間更新	480	0	480	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
	大垣市	水嶺湖	身近な鳥獣生息地	期間更新	67	0	67	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
	白川町	笹平	身近な鳥獣生息地	期間更新	41	0	41	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
	川辺町	納古山	森林鳥獣生息地	期間更新	180	0	180	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
	瑞浪市、御嵩町	松野	森林鳥獣生息地	期間更新	680	0	680	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
	中津川市、恵那市	恵那峡	森林鳥獣生息地	期間更新	1,383	0	1,383	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
	中津川市	付知中央南	森林鳥獣生息地	期間更新	345	0	345	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
	飛騨市	北ノ俣	森林鳥獣生息地	期間更新	1,260	0	1,260	R6. 11. 1～R16. 10. 31	
高山市	五色ヶ原	森林鳥獣生息地	期間更新	3,534	0	3,534	R6. 11. 1～R16. 10. 31		
計				12箇所	8,579	0	8,579		
令和7年度	海津市	緑の文化公園	森林鳥獣生息地	期間更新	165	0	165	R7. 11. 1～R17. 10. 31	

	養老町	養老	森林鳥獣生息地	期間更新	514	0	514	R7. 11. 1～R17. 10. 31	
	関ヶ原町	旧関ヶ原青少年自然の家	森林鳥獣生息地	期間更新	546	0	546	R7. 11. 1～R17. 10. 31	
	美濃加茂市、可児市、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町	日本ライン	森林鳥獣生息地	期間更新	5,489	0	5,489	R7. 11. 1～R17. 10. 31	
	多治見市	池田	希少鳥獣生息地	期間更新	145	0	145	R7. 11. 1～R17. 10. 31	
	中津川市、恵那市	根ノ上	森林鳥獣生息地	期間更新	620	0	620	R7. 11. 1～R17. 10. 31	
	中津川市	福岡中学校	身近な鳥獣生息地	期間更新	17	0	17	R7. 11. 1～R17. 10. 31	
	高山市	千光寺	森林鳥獣生息地	期間更新	302	0	302	R7. 11. 1～R17. 10. 31	
	高山市	舟山	森林鳥獣生息地	期間更新	406	0	406	R7. 11. 1～R17. 10. 31	
	下呂市	岐阜大学演習林	森林鳥獣生息地	期間更新	554	0	554	R7. 11. 1～R17. 10. 31	
	計			10箇所	8,758	0	8,758		
令和8年度	本巣市	大河原	森林鳥獣生息地	期間更新	656	0	656	R8. 11. 1～R18. 10. 31	
	本巣市	上大須	森林鳥獣生息地	期間更新	1,354	0	1,354	R8. 11. 1～R18. 10. 31	
	八百津町	滝ヶ洞	森林鳥獣生息地	期間更新	320	0	320	R8. 11. 1～R18. 10. 31	
	美濃市	鶴形山	森林鳥獣生息地	期間更新	237	0	237	R8. 11. 1～R18. 10. 31	
	関市	内唧洞	森林鳥獣生息地	期間更新	584	0	584	R8. 11. 1～R18. 10. 31	
	中津川市	猪の谷	森林鳥獣生息地	期間更新	298	0	298	R8. 11. 1～R18. 10. 31	
	高山市	中野	森林鳥獣生息地	期間更新	411	0	411	R8. 11. 1～R18. 10. 31	
	高山市	神坂	森林鳥獣生息地	期間更新	436	0	436	R8. 11. 1～R18. 10. 31	
	計			8箇所	4,296	0	4,296		
	合計			45箇所	28,510	0	28,510		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域のうち植生、地形等の自然的条件が鳥獣の生息環境として貴重で優れており、特に生息環境の保全を図る必要があると認められる地区について指定を行う。

なお、第12次鳥獣保護管理事業計画終了時における県指定特別保護地区は、県内で19箇所（別に国指定2箇所）、1,544ha（別に国指定2,510ha）が指定されており、県指定鳥獣保護区面積に占める割合は約3%である。

なお、特別保護地区の指定にあたっては、土地所有者等の同意を得るとともに地元利害関係者とも十分に調整を図る。また、特別保護地区の指定期間は、原則として、県指定の鳥獣保護区の指定期間と一致させ、第13次鳥獣保護管理事業計画において期間が満了する特別保護地区は、原則として再指定に努める。

(2) 特別保護地区の指定計画

面積:ha (第4表)

区 分	特別保護地区 指定の目標	既指定特別保護地区(A)	年 度	本計画期間に指定する特別保護地区 (期間満了後再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				4	5	6	7	8	計(B)	4	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	39	箇所	0	1	4	2	0	7	0	0	0	0	0	0
	面積	4,900	1,231	変動面積	0	20	490	160	0	670	0	0	0	0	0
大規模生息地	箇所		箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		0	変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団渡来地	箇所		箇所	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	面積		72	変動面積	72	0	0	0	72	0	0	0	0	0	0
集団繁殖地	箇所		箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		30	変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
希少鳥獣生息地	箇所		箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		0	変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生息地回廊	箇所		箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		0	変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0
	面積		211	変動面積	204	0	0	17	0	221	0	0	0	0	0
計	箇所		19	箇所	3	1	4	3	0	11	0	0	0	0	0
	面積		1,544	変動面積	276	20	490	177	0	963	0	0	0	0	0

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (期間満了後再指定も含む)						計画期間中の 増△減*	計画終了時の 特別保護地区 **
4	5	6	7	8	計(D)	4	5	6	7	8	計(E)		
0	0	0	0	0	0	1	1	4	2	0	8	△1	11
0	0	0	0	0	0	104	20	490	160	0	774	△104	1,127
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
0	0	0	0	0	0	72	0	0	0	0	72	0	72
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	6
0	0	0	0	0	0	100	0	0	17	0	117	104	315
0	0	0	0	0	0	3	1	4	3	0	11	0	19
0	0	0	0	0	0	276	20	490	177	0	963	0	1,544

* 箇所数:B-E
面積:B+C-D-E

**箇所数:A+B-E
面積:A+B+C-D-E

面積:ha (第5表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備 考
	所在地 (市町村名)	名称	指 定 区 分	面 積	指定面積	指定期間	
令和4年度	岐阜市	長良川	集団渡来地	776	72	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定、面積変更なし
	関市	百年公園	身近な鳥獣生息地	100	100	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定、面積変更なし
	土岐市	土岐	身近な鳥獣生息地	1,157	104	R4. 11. 1～R14. 10. 31	指定区分の変更(再指定) 面積変更なし
計				3箇所	276		
令和5年度	東白川村	下親田	森林鳥獣生息地	215	20	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定、面積変更なし
計				1箇所	20		
令和6年度	岐阜市	金華山	森林鳥獣生息地	500	198	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定、面積変更なし
	瑞浪市、御嵩町	松野	森林鳥獣生息地	680	72	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定、面積変更なし
	中津川市、恵那市	恵那峡	森林鳥獣生息地	1,383	110	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定、面積変更なし
	飛騨市	北ノ俣	森林鳥獣生息地	1,260	110	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定、面積変更なし
計				4箇所	490		
令和7年度	養老町	養老	森林鳥獣生息地	514	122	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定、面積変更なし
	中津川市	福岡中学校	身近な鳥獣生息地	17	17	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定、面積変更なし
	高山市	千光寺	森林鳥獣生息地	302	38	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定、面積変更なし
計				3箇所	177		
合計				11箇所	963		

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

指定期間は、原則として3年とし、河川、山稜、道路及び鉄道等の現場で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。なお、休猟区の指定にあたっては、農林水産業関係者及び地元住民等の理解が十分得られるよう留意し、狩猟鳥獣による農林水産業被害等の状況に応じて、指定の延長又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき、狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

(2) 休猟区の指定計画

本計画期間中は新規指定の計画はないが、第12次鳥獣保護管理事業計画終了時には、次表のとおり指定している。

面積:ha (第6表)

年度	所在地 (市町村名)	名称	指定面積	指定期間	備考
令和元年度	郡上市	石徹白	950	R 1. 11. 1~R 4. 10. 31	R4. 10. 31満了
	郡上市	大日岳	1,200	R 1. 11. 1~R 4. 10. 31	R4. 10. 31満了
計		2箇所	2,150		
令和3年度	郡上市	西洞	340	R 3. 11. 1~R 6. 10. 31	R6. 10. 31満了
	郡上市	芦倉・天狗山	1,320	R 3. 11. 1~R 6. 10. 31	R6. 10. 31満了
計		2箇所	1,660		

(3) 特例休猟区の指定計画

第二種特定鳥獣管理計画を策定しているイノシシ及びニホンジカについては、県内に指定する全ての休猟区において特例休猟区として、狩猟が可能な区域としている。第二種特定鳥獣管理計画更新時には、各種モニタリング調査結果をもとに特例休猟区指定の必要性について検討する。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区については、その境界を明確にするため標識（制札、標柱）を設置し、狩猟者及び地元住民に対して周知に努める。また、身近な鳥獣生息地の保護区においては、人と野生鳥獣のふれあいや環境教育の場として活用を図る。

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り及び標識等の施設管理等を行うため、必要に応じて岐阜地域環境室及び県事務所（以下「県事務所等」という。）担当職員及び鳥獣保護管理員による鳥獣保護区内の調査、巡視等を行う。

(2) 管理標識の設置計画

標識類の設置については、必要に応じて維持管理を実施し、期間更新の鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、休猟区及び再指定の特別保護地区については、必要に応じて新しく制札、標柱を設置する。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

現在、希少鳥獣等の人工増殖については、県で実施していないが、今後、種の保存を目的として取り組むことも想定されるため、随時、必要な情報の集積に努める。

人工増殖は、地域個体群間の交雑を防ぐため、原則として本県に生息する個体(同一の亜種のものに限る)のみを対象とする。

2 放鳥獣

鳥獣は植物や多くの魚類とは異なり、行動の多くを親から学習しており、人工的に繁殖・飼育した鳥獣は外敵や餌の知識を持たないため、環境に順応して定着できる個体の割合は低いこと、また、野生の個体とは異なる病原微生物を保有し、厳しい自然環境の中で生存している個体群に大きな影響を与える可能性がある等の指摘等があることを踏まえ、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、実施してきたヤマドリ放鳥については当面の間休止する。

その他鳥獣についても、放鳥獣を実施する場合は学識経験者の意見等を踏まえ、生態系への影響、病原菌の媒介等の観点から慎重に検討するものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第2条第4項により環境省令で定められた鳥獣及び岐阜県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に分類されている鳥獣とする。適切な保護のため、個別の種ごとに調査等により生息分布域、生息状況の変遷等の把握に努める。特に、絶滅のおそれがある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）に基づくとともに、岐阜県希少野生生物保護条例により種の指定及び捕獲等の禁止を行い、必要に応じて保護増殖事業を実施することにより、種及び地域個体群の保存を図る。

(2) 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画を策定した鳥獣

① 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画（以下「第一種計画」という。）の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じている鳥獣とする。なお、本計画策定時には策定していない。

② 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画（以下「第二種計画」という。）の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣とする。なお、本計画策定時には、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカの4獣種について策定している。

(3) 狩猟鳥獣

鳥獣保護管理法第2条第7項により環境省令で定められた鳥獣とする。適切な保護及び管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息分布、生息状況の変遷等の把握に努める。また、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「生活環境等被害」）状況の把握に努め、それらの結果から、必要に応じて捕獲の制限、被害防止及び個体数の調整を目的とした捕獲等を行い、被害を防止するとともに個体群が存続するよう保護及び管理を推進する。ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された種については(4)に準じた管理を図るものとする。さらに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟を活用しつつ、第二種計画の実施により地域個体群の安定的な維持を図りつつ被害防止を図る。

なお、岐阜県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に分類される鳥獣に関しては、捕獲等の禁止を検討し、準絶滅危惧及び情報不足に分類される鳥獣に関しては不要な捕獲等は控えるよう要請するものとする。

(4) 外来鳥獣等

従来、岐阜県内に生息地を有しておらず、人為的に外部から導入された鳥獣とする。自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息分布、生息状況の変遷等の把握に努める。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき、特定外来生物に指定され、生活環境等被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び被害防止を目的とした捕獲を推進し被害の防止を図る。

(5) 指定管理鳥獣

鳥獣保護管理法第2条第5項により環境省令で定められた鳥獣は、現時点ではイノシシとニホンジカである。自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調

査等により生息分布、生息状況の変遷等の把握に努めるとともに、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努め、第二種計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画により、地域個体群の存続に配慮しつつ、計画的かつ積極的な狩猟、被害防止及び個体数の調整を目的とした捕獲を実施する。

(6) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。適切な保護及び管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息分布、生息状況等の把握に努める。また、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境等被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を検討する。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という）により、個体群の保護や被害の防止を図る。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可（以下「捕獲許可」という）にあたっては、鳥獣保護管理法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的な考え方

鳥獣保護管理法第9条に規定される鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、次のいずれかに該当する場合には許可しない。

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして、明らかに捕獲等の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③ 第二種計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。

(2) 許可にあたっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、捕獲等する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用にあたっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たすものに対し行うこととする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやカモシカ等の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合

原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限る。

3) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限る。なお、ツキノワグマの爪や歯が引っ掛らない構造のはこわなの使用に努める。

4) ツキノワグマ以外の捕獲を目的とする許可申請の場合

捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等に留意し、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合を除いて、特別の理由が無い限り脱出口（最短幅30センチメートル以上の穴）等ツキノワグマが脱出可能なはこわなや囲いわなを使用する。併せて、撒き餌により鳥獣を誘引してわなで捕獲する場合には、ツキノワグマの誘引につながらないように、その設置場所や撒き餌の種類等に十分注意するとともに、わなを稼働させる前に直近の痕跡を再度確認すること。

② 標識の装着に関する基準

鳥獣保護管理法第9条第12項に基づき標識を表示（装着）する。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛きん類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する研究調査を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

銃器を使用する場合は、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に係る許可証を交付されている者であること。

また、銃器を使用する場合若しくは、法定猟具によりツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル又はニホンカモシカを捕獲する場合については、次の i、ii、iii の全てを満たす者であること。ただし、i、ii、iii の全てを満たす者が捕獲者となり指導する場合には i、ii、iii の一部又は全てを満たさない者を捕獲者とすることができる。この場合、i、ii、iii の全てを満たす者は事故又は違反を生じないよう i、ii、iii の一部又は全てを満たさない者を適切に管理しなければならない。

- i 現に有効な狩猟免許を交付されている者。
- ii 申請年度又は前年度に、該当する捕獲方法において、狩猟者登録を受けている者又は捕獲許可を受けている者。
- iii 実施期間及び該当する捕獲方法において、狩猟共済事業の被共済者であること又は3,000万円以上の損害保険契約の被保険者であること。

③ 鳥獣の種類、数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生活環境等被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。
- 3) 空気銃を使用した捕獲等は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるので、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、使用する空気銃の性能及び対象鳥獣の大きさ等を考慮し、取り逃がす危険性が少ない状況において使用する場合については、この限りでない。
- 4) 銃器による止めさしは、鳥獣に対して事実上の支配力を獲得し、確実にこれを占有したとはいえない場合、銃器による止めさしを行うことについては、以下の4点を全て満たすときにあっては、鳥獣保護管理法でいう鳥獣の捕獲等の範囲内で行われたものと解される。
 - ・わなにかかった鳥獣の動きを確実に固定できない場合であること。
 - ・わなにかかった鳥獣がどう猛で捕獲等をする者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合であること。
 - ・わなを仕掛けた捕獲者等の同意に基づき行われる場合であること。
 - ・銃器の使用にあたっての安全性が確保されている場合であること。
- 5) 使用する銃器は、猟銃・空気銃所持許可証の銃器毎の用途欄に「狩猟」が記載されているものであること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の処置

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。また、目的とする研究の後、個体の適切な処分又は標本としての保管が行われるものであること。
- 2) 個体識別等の目的で足環、耳標等標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- 3) 電波発信機、標識の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、関連法令に適合するものであって、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

- ① 許可対象者
国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者。
- ② 鳥獣の種類、数
原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
鳥獣保護管理法施行規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
網、わな又は手捕。
- ⑥ 捕獲等又は採取等後の処置
足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生活環境等被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護（本計画策定時には策定していない）

原則として以下の許可基準によるほか、第一種計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

- ① 許可対象者
出先機関を含んだ国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（以下「担当職員」という。）、第一種計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類、数
第一種計画の対象となった種。当該計画の目標を達成するために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）とする。
- ③ 期間
第一種計画の目標を達成するために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種計画の内容を踏まえ適切に対応する。
- ④ 区域
第一種計画の目標を達成するために必要かつ適切な区域とする。
- ⑤ 方法
可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
担当職員、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

- ② 鳥獣の種類、数
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
 - ③ 期間
1年以内。
 - ④ 区域
申請者の職務上必要な区域。
 - ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。
- (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- ① 許可対象者
担当職員、国または地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、動物病院に勤務する獣医師その他特に必要と認められる者。
 - ② 鳥獣の種類、数
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
 - ③ 期間
1年以内。
 - ④ 区域
必要と認められる区域。
 - ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止

鳥獣による生活環境等被害の防止を目的とした捕獲（以下「被害防止捕獲」という。）の許可基準については、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可する基準とする。

その捕獲等は、原則として被害防除対策の実施を前提に行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りでない。生息数が少ない鳥獣の捕獲等には特に慎重に扱うものとする。

被害防止捕獲の実施にあたっては、関係部局、地域等との連携の下、追い払いの実施、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に実施されるよう努める。

① 方針

被害防止捕獲の許可基準は、捕獲者及び捕獲場所周辺の住民の安全を第一とし、鳥獣による農林水産物への被害や生活環境への影響、人身への危害、植生の衰退、在来種の圧迫若しくは在来鳥獣との交雑等の自然生態系の攪乱の防止・軽減を図るため、迅速かつ効果的な捕獲等が実施できることを基本とする。

なお、市町村は、鳥獣の保護及び管理並びに住民等の安全の確保のため必要と認められる場合は、鳥獣保護管理法、第13次鳥獣保護管理事業計画の範囲内で、運用基準を設けるなど、許可基準の運用について定めることができる。

② 許可基準

1) 許可権者

知事とする。ただし、岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）第2条の別表第1で規定する鳥獣種の捕獲等については市町村長とする。

2) 許可の区分

自衛捕獲・・・被害を受けた個人、森林管理署若しくは、平成15年環境省告示に定める法人（以下「法人」という。）又は、被害を受けた者から依頼された個人若しくは認定鳥獣捕獲等事業者が実施する自衛のための捕獲。

公共捕獲・・・国（森林管理署を除く）及び地方公共団体（以下「地方公共団体等」という。）が、各計画と依頼に基づき実施する公共的な効果を期待して行う捕獲等。

3) 捕獲者（個人以外の場合は従事者）の要件

次表のとおりとする。

なお、銃器を使用する場合にあっては、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に係る許可証を交付されている者であること。

（第7表）

許可の区分	申請者の区分	捕獲者（個人以外の場合は従事者）の要件
自衛捕獲	個人	<p>次の i、ii、iii の全てを満たす者であること。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者及び次の例外1～3についてはこの限りでない。</p> <p>i 現に有効な狩猟免許を交付されている者。</p> <p>ii 申請の当該年度又は前年度に、該当する捕獲方法において、狩猟者登録を受けている者又は鳥獣の捕獲等許可を受けている者。</p> <p>iii 被害防止捕獲の実施期間及び該当する捕獲方法において、狩猟共済事業の被共済者であること又は3,000万円以上の損害保険契約の被保険者であること。</p> <p>（例外1）次の場合にはiiに該当しない者を捕獲者とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ iiに該当する者とiiに該当しない者が連名で申請し、iiに該当する者がiiに該当しない者を指導する場合。この場合、iiに該当しない者の数はiiに該当する者の数を超えてはならず、iiに該当する者は事故又は違反を生じないようiiに該当しない者を実地に管理しなければならない。 <p>（例外2）次の場合にはiiおよびiiiに該当しない者を捕獲者とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はり網を使用するノウサギ又はユキウサギの捕獲及びわなを使用する狩猟鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカを除く。）、外来鳥獣又は一般鳥獣（ニホンザルを除く。）の捕獲の場合。 <p>（例外3）次のA又はBに該当する場合にはiからiiiのいずれにも該当しない者を捕獲者とすることができる。</p> <p>A 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより次のア）又はイ）に掲げるアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合等であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア）住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。 イ）農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合。 <p>B 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、カワラバト（ドバト）等の雛を銃器以外の方法で捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。</p>

自衛捕獲	法人 森林管理署 認定鳥獣捕獲等 事業者	<p>次の i、ii、iii の全てを満たす者であること。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者及び次の例外 1～3 についてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 現に有効な狩猟免許を交付されている者。 ii 申請の当該年度又は前年度に、該当する捕獲方法において、狩猟者登録を受けている者又は鳥獣の捕獲等許可を受けている者。 iii 被害防止捕獲の実施期間及び該当する捕獲方法において、狩猟共済事業の被共済者であること又は3,000万円以上の損害保険契約の被保険者であること。 <p>(例外 1) 次の場合には ii に該当しない者を従事者とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ii に該当する者が従事者となり ii に該当しない者を指導する場合。この場合、ii に該当しない者の数は ii に該当する者の数を超えてはならず、ii に該当する者は事故又は違反を生じないよう ii に該当しない者を実地に管理しなければならない。 <p>(例外 2) 次の場合には ii および iii に該当しない者を従事者とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はり網を使用するノウサギ又はユキウサギの捕獲及びわなを使用する狩猟鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカを除く。）、外来鳥獣又は一般鳥獣（ニホンザルを除く。）の捕獲の場合。 <p>(例外 3) 次の A、B、C、D のいずれかに該当する場合には i から iii のいずれにも該当しない者を従事者とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 補助者として従事者の指導のもとわなの見回りや餌の補充等の補助作業を行う場合。この場合、補助者は申請者が実施する講習会に参加することにより捕獲及び安全性等に係る知識及び技術を備えていると認められる者とする。 B 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより次のア) 又はイ) に掲げるアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合等であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。 イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合。 C 被害を防止する目的で、巢の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、カワラバト（ドバト）等の雛を銃器以外の方法で捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。 D 森林管理局（署）が開催する被害防止捕獲に関する研修を受けた当該職員が銃器以外の方法で捕獲等する場合。
公共捕獲	地方公共団体等	<p>次の i、ii、iii の全てを満たす者であること。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者又は次の例外 1～3 についてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 現に有効な狩猟免許を交付されている者。 ii 申請の当該年度又は前年度に、該当する捕獲方法において、狩猟者登録を受けている者又は鳥獣の捕獲等許可を受けている者。 iii 被害防止捕獲の実施期間及び該当する捕獲方法において、狩猟共済事業の被共済者であること又は3,000万円以上の損害保険契約の被保険者等（※）であること。 <p>(例外 1) 次の場合には ii に該当しない者を従事者とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ii に該当する者が従事者となり ii に該当しない者を指導する場合。この場合、ii に該当しない者の数は ii に該当する者の数を超えてはならず、ii に該当する者は事故又は違反を生じないよう ii に該当しない者を実地に管理しなければならない。 <p>(例外 2) 次の場合には ii および iii に該当しない者を従事者とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はり網を使用するノウサギ又はユキウサギの捕獲及びわなを使用する狩猟鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカを除く。）、外来鳥獣又は一般鳥獣（ニホンザルを除く。）を捕獲する場合。 <p>(例外 3) 次の場合には i から iii のいずれにも該当しない者を従事者とすることができる。</p>

		・補助者として従事者の指導のもとわなの見回りや餌の補充等の補助作業を行う場合。この場合、補助者は申請者が実施する講習会に参加することにより捕獲及び安全性等に係る知識及び技術を備えていると認められる者とする。
--	--	---

※「等」とは、地方公共団体等がその従事者に起因する事故等に対して3,000万円以上の損害保険契約と同等以上の損害補償を行う場合を指す。

4) 区域

被害地及びその周辺で必要最小限（森林管理署にあってはその所管する国有林野及び苗畑）の区域とする。公共捕獲においては、特に被害が広域にわたっている場合又は指定管理鳥獣若しくは外来鳥獣の捕獲等の場合は、その区域を含む旧市町村（平成15年3月31日時点の岐阜県内99市町村及び長野県山口村）単位とするなど、必要に応じて区域を設定する。

森林管理署の自衛捕獲において、捕獲区域が民有林に及ぶ場合は、当該市町村と協議して実施する。

捕獲等の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重に取扱う。

5) 鳥獣の種類、数

被害防止の目的を達成するための最小限の頭（羽又は個）数とし、次表の数値内を基準とする。なお、加害鳥獣の種類や頭数の判定を十分に行い、無関係な捕獲等や非効率な捕獲等が行われないよう注意する。

(第8表)

区 分		個人	法人・森林管理署・ 地方公共団体等・ 認定鳥獣捕獲等事業者
鳥 類 (羽)	スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ	各 10	特に定めない
	カワウ、カワラバト(ドバト)、カラス類	特に定めない	
	その他の鳥類	各 5	各 50
鳥類の卵(個)		特に定めない	
獣 類 (頭)	ノウサギ、ユキウサギ	各 10	100
	イノシシ、ニホンジカ		特に定めない
	ツキノワグマ	認めない	3
	ニホンザル	10 (※)	50 (※)
	ノイヌ、ノネコ	特に定めない	
	ネズミ類、モグラ類		
	アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、ハクビシン、シベリアイタチ、シマリス		
	その他の獣類	各 5	各 20

※ニホンザルの捕獲頭数は、岐阜県ニホンザル被害対策指針に基づき、群れの対策ランクや加害レベルに応じて捕獲頭数を検討することとする。

6) 期間

ア 被害が生じている時期(※)で、かつ、できる限り短期間とし、次表の期間内を基準とする。

なお、捕獲等によって当初目的とした被害レベル等が達成された場合は、速やかに捕獲等を停止する。

原則、個人で捕獲等をする場合、銃器を使用しての捕獲等は認めないものとするが、被害をもたらしている鳥獣が特定されており、銃を使用しての捕獲が真にやむを得ないと認められる場合は、必要最低限の期間のみ捕獲等を認めることとする。

(第9表)

区 分		個人	法人・森林管理署・ 地方公共団体等・ 認定鳥獣捕獲等事業者
銃器の 使用	鳥類	スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ	90日 以内
		カワウ、カワラバト（ドバト）、カラス類	365日 以内
		その他の鳥類	30日 以内
	獣類	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ	90日 以内
		その他の獣類	30日 以内
わな及 びとめ さしの ための 銃器の 使用	鳥類	スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ	180日 以内
		カワウ、カワラバト（ドバト）、カラス類	365日 以内
		その他の鳥類	60日 以内
	獣類	ニホンザル	180日 以内
		イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、ハクビシン、シベリアイタチ、シマリス	365日 以内
		その他の獣類	60日 以内
手捕り	鳥類及び鳥類の卵	365日 以内	
その他	鳥類	60日 以内	
	獣類	60日 以内	

(※) 外来鳥獣等の捕獲、個人以外の指定管理鳥獣の捕獲及び予察捕獲についてはこの限りではない。

イ アにかかわらず、航空機の安全な航行に支障を及ぼす鳥獣の飛行場の区域内での捕獲は365日以内とする。

ウ ア及びイにかかわらず次の期間の鳥獣の捕獲等許可は原則として避けるものとし、当該鳥獣の繁殖期間に十分配慮する。

i 愛鳥週間の期間 5月10日から5月16日まで

ただし、鳥類以外の捕獲はこの限りでない。

ii ガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査日。

ただし、湖沼及び河川以外での捕獲等又は銃器を用いない捕獲等はこの限りでない。

iii 狩猟期間及びその前後15日間。

ただし、カラス類、カワラバト(ドバト)、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、ハクビシン、シベリアイタチ又はシマリスの捕獲及び国有林野事業経営に伴うノウサギ又はユキウサギの捕獲等はこの限りでない。また、登録狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれのないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等適切に対応する。なお、申請があった際には、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する。

7) 許可基準の特例の設定

知事及び市町村長は、3)、4)、5)並びに6)のア及びウの許可基準の運用において、鳥獣の生息状況、被害状況など地域の実情により、効果的・効率的な被害防止対策の実施のため必要と認められる場合は許可基準を超えて許可できる。

8) 方法

- ア 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等は、鳥獣保護管理法第9条第1項第3号、第12条第1項第3号及び第36条で禁止する猟法以外の猟法とする。ただし、第四.2.(3).①に示すわなのほか、鳥類のわなによる捕獲は可とする。
- イ 捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合を除いて、特別の理由が無い限り脱出口（最短幅30センチメートル以上の穴）等ツキノワグマが脱出可能な機構を設けたはこわなや囲いわなを使用する。併せて、撒き餌により鳥獣を誘引してわなで捕獲する場合には、わな設置及び稼働によりツキノワグマを誘引することにつながらないように、事前にツキノワグマの痕跡を調査しその設置場所や撒き餌の種類等には十分注意するとともに、わなを稼働させる前に直近の痕跡を再度確認するよう指導する。
- ウ 空気銃を使用した捕獲等は、対象鳥獣を負傷させた状態を取り逃がす危険性があるので、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、使用する空気銃の性能及び対象鳥獣の大きさ等を考慮し、取り逃がす危険性が少ない状況において使用する場合にはこの限りでない。
- エ わな等の設置数は30以内の必要最低限数とする。ただし、被害を防止するために必要があり、適正な管理ができると認められる場合等特段の事情がある場合はこの限りではない。
- オ 鳥獣の捕獲等に当たっては、止めさし等で鉛製銃弾の回収が確実である場合を除き、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないように努める。
- カ 被害防止捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用する場合は、被害等の発生の遠因とならないように努める。
- キ 銃器による止めさしは、鳥獣に対して事実上の支配力を獲得し、確実にこれを占有したとはいえない場合に行うことについては、以下の4点を満たす場合にあっては、鳥獣保護管理法にいう鳥獣の捕獲等の範囲内で行われたものと解される。
- ・わなにかかった鳥獣の動きを確実に固定できない場合であること。
 - ・わなにかかった鳥獣がどう猛で捕獲等をする者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
 - ・わなを仕掛けた捕獲者等の同意に基づき行われるものであること。
 - ・銃器の使用に当たっての安全性が確保されているものであること。
- ク 使用する銃器は、猟銃・空気銃所持許可証の銃器毎の用途欄に「有害鳥獣駆除」が記載されているものであること。

③ 予察による捕獲

1) 方針

第10表に示された鳥獣を被害防止捕獲により捕獲等する場合で、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合は、過去の被害発生状況に関する客観的なデータをもとに、生活環境等被害が発生する前に捕獲計画を立て、それに基づき該当種を一定数捕獲等し、未然に被害を抑制することができるものとする（以下「予察捕獲」という。）。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、地域別に予察情報台帳を作成する。予察情報台帳の作成に当たっては、過去3年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行う。また、予察情報台帳においては、被害発生のおそれがある地区ごとに、農林水産物等の被害状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害発生地域、時期等を予察する。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。

2) 許可基準

ア 予察捕獲ができる場合

被害防止捕獲のうち、生息数を低下させる必要があるほどの激甚な生活環境等被害が、過去3年以上にわたり同じ時期に、同じ地域で、同じ鳥獣が原因で発生している場合。

イ 予察捕獲を行うことができる者

地方公共団体、森林管理署及び法人。

ウ 予察捕獲の対象種

原則として、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等を除く第10表に示されている鳥獣とするが、それ以外の被害防止捕獲対象種も対象とする。ただし、地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は対象種としない。

エ 予察捕獲台帳の整備

予察捕獲を許可しようとする場合は、許可権者はあらかじめ予察情報台帳を作成する。市町村長は予察捕獲を実施しようとする前年度の3月15日までに所管の県事務所に予察捕獲情報届出書を提出する。

オ その他

予察捕獲の区域、数量、期間及びその他の許可基準は第四.2-3.(1).②による。

3) 予察表の作成

過去の被害発生状況から、主要な鳥獣による被害の発生地域、発生時期、被害農林水産物の関係は次の予察表に示すとおりである。

(第10表)

加害鳥獣名	被害発生地域	被害発生時期												被害農林水産物等		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
イノシシ	岐阜管内(羽島市、笠松町、岐南町、北方町除く)															穀物・野菜・果樹・筍・芝生
	西濃管内(大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町)															穀物・野菜・果樹
	揖斐管内															穀物・野菜・果樹
	可茂管内(七宗町、八百津町、白川町、美濃加茂市、可児市、御嵩町、川辺町)															穀物・野菜・果樹
	中濃管内															穀物・野菜・果樹・生活環境
	郡上管内															穀物・野菜・果樹
	東濃管内															穀物・野菜・果樹・栗・生活環境
	恵那管内															穀物・野菜
	飛騨管内															穀物・野菜・果樹
	下呂管内															穀物・野菜・果樹
ニホンジカ	岐阜管内(岐阜市、山県市、本巣市)															穀物・野菜・果樹
	西濃管内(大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町)															穀物・野菜・果樹
	揖斐管内															穀物・野菜・果樹
	可茂管内(七宗町、八百津町、白川町、美濃加茂市)															穀物・野菜・果樹・造林木
	中濃管内															穀物
	郡上管内															穀物・野菜・造林木
	東濃管内(瑞浪市)															穀物・野菜
	恵那管内															穀物・野菜・造林木
	飛騨管内															穀物・野菜・果樹・造林木
	下呂管内															穀物・野菜・果樹
ニホンザル	岐阜管内(岐阜市、山県市、本巣市)															穀物・野菜・果樹
	西濃管内(大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町)															穀物・野菜・果樹
	揖斐管内(揖斐川町、大野町)															穀物・野菜・果樹
	可茂管内(七宗町、八百津町、白川町、美濃加茂市)															穀物・野菜・果樹
	中濃管内															穀物・野菜・果樹・生活環境
	郡上管内															穀物・野菜・果樹
	恵那管内															野菜・果樹
	飛騨管内															穀物・野菜・果樹・造林木
	下呂管内															穀物・野菜・果樹
	ツキノワグマ	岐阜管内(山県市、本巣市)														
飛騨管内(高山市、飛騨市)																穀物・野菜・果樹・造林木・養蜂施設・養魚施設
アライグマ	岐阜管内(北方町除く)															穀物・野菜・果樹・生活環境
	西濃管内(海津市、養老町、安八町)															野菜・果樹
	可茂管内(七宗町、八百津町、美濃加茂市、可児市、坂祝町、御嵩町)															穀物・野菜・果樹
	東濃管内															野菜・生活環境
	恵那管内(恵那市)															穀物・野菜
ヌートリア	岐阜管内全域															穀物・野菜・生活環境
	西濃管内(海津市、養老町、安八町)															穀物・野菜・果樹
	揖斐管内(池田町)															穀物・野菜・果樹
	可茂管内(美濃加茂市、可児市、坂祝町、御嵩町)															野菜・果樹
	東濃管内															穀物・野菜
ハクビシン	岐阜管内(岐南町、北方町除く)															野菜・果樹・生活環境
	西濃管内(海津市、安八町)															野菜・果樹
	揖斐管内(揖斐川町、池田町)															穀物・野菜・果樹
	可茂管内(七宗町、八百津町、白川町、美濃加茂市、可児市、御嵩町)															野菜・果樹
	郡上管内															穀物・野菜
	東濃管内															野菜・果物・生活環境
	飛騨管内(高山市、飛騨市)															野菜・果樹・生活環境

加害鳥獣名	被害発生地域	被害発生時期												被害農林水産物等
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
アナグマ	郡上管内													穀物・野菜
	飛騨管内(高山市)													野菜・果樹
タヌキ	揖斐管内(池田町)													穀物・野菜・果樹
	可茂管内(坂祝町)													果樹
	飛騨管内(高山市、飛騨市)													野菜・果樹
カラス類	岐阜管内													野菜・果樹・生活環境
	西濃管内(海津市、養老町)													穀物・野菜・果樹
	揖斐管内(大野町、池田町)													穀物・野菜・果樹
	可茂管内(七宗町、八百津町、白川町、美濃加茂市、川辺町)													穀物・野菜・果樹
	中濃管内(美濃市)													野菜・果樹・生活環境
	郡上管内													穀物・野菜・果樹
	東濃管内(土岐市、瑞浪市)													野菜・生活被害
	恵那管内													野菜・果樹
	飛騨管内													穀物・野菜・果樹・養殖魚・生活環境
スズメ	岐阜管内(山県市、岐南町除く)													穀物
	東濃管内(土岐市)													穀物
	飛騨管内(飛騨市)													穀物・畜産飼料
カワウ	岐阜管内(羽島市、笠松町、岐南町、北方町除く)													魚類
	西濃管内(海津市)													魚類
	可茂管内(八百津町、川辺町)													魚類
	中濃管内													魚類
	郡上管内													魚類
	恵那管内(中津川市)													魚類
	飛騨管内(高山市、飛騨市)													魚類
カワラバト (ドバト)	西濃管内(海津市、養老町)													穀物・野菜・果樹
	飛騨管内(飛騨市)													穀物・家畜飼料
ヒヨドリ	西濃管内(海津市)													野菜・果樹
	飛騨管内(高山市)													野菜・果樹
ムクドリ	岐阜管内(山県市、笠松町、岐南町、北方町除く)													生活環境
	西濃管内(海津市)													野菜・果樹
ゴイサギ	中濃管内(美濃市)													養殖魚・生活環境
ダイサギ	中濃管内(美濃市)													養殖魚・生活環境
	飛騨管内(飛騨市)													養殖魚・生活環境
アオサギ	飛騨管内(飛騨市)													養殖魚・生活環境
カワアイサ	飛騨管内(高山市)													魚類

※色塗り部分は被害が発生していることを示す。

市町村からの聞き取り調査による

④ 被害防止捕獲の体制の整備等

1) 方針

狩猟者団体等の協力のもと自衛のための捕獲等を促すとともに、地方公共団体等は、あらかじめ的確な捕獲従事者をもって捕獲隊を編成するなど、捕獲体制の整備を行う。

編成する捕獲隊は、捕獲技術の優れた者、捕獲等のために出動可能な者を中心とし、第四.2-3.(1).②.3)に示される補助者を従事者に加えるなど捕獲従事者の確保に努める。一市町村での捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を超えた広域捕獲隊を編成し捕獲従事者の確保に努める。この他、従来の取組に加え、市町村又は農林水産事業団体の職員を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進するよう指導する。

2) 従事者の育成

捕獲隊には隊長を置くとともに、新たな者を捕獲隊に加える場合は、経験者と行動を共にさせるなど、安全な捕獲技術習得のための必要な指導を行う。捕獲隊に狩猟免許を持たない者を補助者として加える場合、法人、森林管理署又は地方公共団体等が開催する講習会にその者を参加させ、捕獲時の役割の理解や安全の確保等に努める。

⑤ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

近年、鳥獣による農林水産物への被害や生活環境の悪化等、人との軋轢は増加している。また、ニホンジカによる過剰な摂食による森林下層植生の衰退や外来生物による摂食等生態系に係る被害も発生している。農林水産業の振興、生活環境の改善及び生態系の保全とこれら鳥獣の適正管理を図るため、鳥獣の生息状況や被害状況を的確に把握するとともに、学識経験者の意見等を踏まえ、関係部局、市町村及び関係団体等が連携を図り、適切な管理に努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第11表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
ニホンジカ	令和4年 ～ 令和8年	・第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害防除、生息環境管理、個体群管理、モニタリングを総合的に実施する。	
イノシシ		・第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害防除、生息環境管理、個体群管理、モニタリングを総合的に実施する。	
ツキノワグマ		・第二種特定鳥獣管理計画、ツキノワグマ管理マニュアルに基づき、被害防除、生息環境管理、個体群管理、モニタリング、ゾーニングの導入、人身被害対策の基本的考え方の普及啓発等を総合的に実施する。	
ニホンザル		・ニホンザル被害対策指針に基づき、被害防除、生息環境管理、個体群管理、モニタリングを総合的に実施する。	第二種特定鳥獣管理計画の策定を検討
ニホンカモシカ		・第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害防除、生息環境管理、個体群管理、モニタリング、ゾーニングの導入を総合的に実施する。	
カワウ		・カワウ被害対策指針による個体群管理を図る。	
アライグマ、ヌートリア等		・外来生物法に基づく防除実施計画等に基づく個体群管理を図る。	

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整

個体数調整を目的とした捕獲許可は、以下の基準によるほか、実施時期、従事者、方法等により被害防止捕獲や狩猟の状況を勘案し、第二種計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者及び捕獲者

- ・ 許可対象者は、第二種計画の対象区域内の市町村長又は第二種計画に基づく年次計画を策定した市町村長とする。
- ・ 捕獲者は、第四.2-3.(1).②.3)による。なお、実施時期等により狩猟と区分けが可能な場合は、第四.2-3.(1).②.3)に示される補助者を従事者に加えることができる。

② 鳥獣の種類、数

第二種計画の対象となった種。当該計画の目標を達成するために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）とする。

③ 期間

- ・ 第二種計画の目的を達成するため必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種計画の内容を踏まえ適切に対応する。
- ・ 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

④ 区域

第二種計画の目的を達成するため必要かつ適切な区域とする。

⑤ 方法

第四.2-3.(1).②.8)による。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類、数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

鳥獣保護管理法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 愛がんとための飼養の目的

愛がんとための飼養を目的とする捕獲は認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

① 許可対象者

鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

- ② 鳥獣の種類、数
人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
 - ③ 期間
6か月以内。
 - ④ 区域
鳥獣保護管理法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
 - ⑤ 方法
網、わな又は手捕。
- (4) 鶉飼漁業への利用の目的
- ① 許可対象者
鶉飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類、数
ウミウ又はカワウ。鶉飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。
 - ③ 期間
6か月以内。
 - ④ 区域
鳥獣保護管理法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
 - ⑤ 方法
手捕。
- (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
- ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
 - ② 鳥獣の種類、数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
 - ③ 期間
30日以内。
 - ④ 区域
鳥獣保護管理法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
 - ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的
捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等につ

いては、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導等

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等は、捕獲目的に照らして、特に次の点に留意し適正に処理する。

- ・ 捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことがないように、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設し、山野に放置することのないよう指導する。
- ・ 豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症対策の拡大が懸念されるため、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物の処理を行うこととする。また、野生イノシシについては、県内において豚熱ウイルス陽性個体が確認されているため、県主催の防疫研修を実施し、狩猟登録に際しては防疫研修の受講を条件とする旨狩猟者に要請する。
- ・ 捕獲個体は環境悪化、他の鳥獣を誘引しないよう現地において埋設等により適切に処理すること。また、イノシシについては、豚熱感染拡大防止のため捕獲及び捕獲個体の取り扱いについては防除対策を徹底し、県等の指示により必要な検体等の提出に協力すること。
- ・ 被害防止目的で捕獲された外来鳥獣は、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、やむを得ない場合を除き、原則、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。
- ・ 捕獲物等は、違法なものと誤認されないように指導する。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目標印（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲等された個体であることを明確にさせる。
- ・ 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）の趣旨に沿って配慮し、できる限り苦痛を与えない方法を用いて適切に実施する。
- ・ 錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続きが必要となることなどをあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。
- ・ 錯誤捕獲された外来鳥獣又は農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲等される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。
- ・ 捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。
- ・ 捕獲物等を食用として活用する場合は、食品衛生法等の関係法令やぎふジビエ衛生ガイドラインに基づくよう指導する。

(2) 捕獲従事者の指揮監督

地方公共団体等、法人、森林管理署及び認定鳥獣捕獲等事業者は、指揮監督の適正を期するため、従事者の台帳を整備し、従事者が行う捕獲行為の具体的内容を指示するとともに、安全管理や法令遵守について指導する。

(3) 危険の予防

安全な捕獲実施体制を確認するため、鳥獣保護管理法施行規則第7条第3項に基づき、必要に応じて、申請者に対して見回りや止めさし等捕獲の実施体制（捕獲者、実施場所、わなの種類や数、見回りの頻度・時間帯等）、緊急時の連絡先等を提出させる。また、捕獲許可に当たっては、申請者に対して事故の発生防止に万全の対策を講じるよう下記を参考に指導等する。

（事前準備）

- ・ 住居集落地の近くで捕獲等する場合や銃器を使用する場合は、事前に関係地域住民等への周知すること。
- ・ 可能な限り複数人での行動を心がけ、単独で行動する場合には家族等へ連絡しておくとともに緊急時の連絡体制を確保すること。

（わな）

- ・ 地域住民が出入りしやすい場所へのわなの設置は避けるとともに、わなを設置した区域に立ち入らないよう注意喚起する旨の看板を十分認識できる位置

に設置すること。

- ・わなは、見回り時に斜面上部から安全に捕獲の有無が確認できる見通しのよい地点に設置すること。
- ・くくりわなは、ワイヤーに損傷等がないか確認し、捕獲された獣類が暴れることを想定し、丈夫な立木へ固定すること。
- ・刃物等、銃器以外での止めさしは、可能な限り対象鳥獣をロープやワイヤー等を用いて動けなくしてから行うこと。

(銃器の使用)

- ・銃器の使用にあたっては、暴発、誤射、矢先の確認不十分が事故の主な原因であることから、銃器の点検、脱砲の徹底、周囲状況の確認をすること。
- ・止めさし時の銃器の使用であっても、銃器の使用以外の者は物陰に隠れること、前方に安土（バックストップ）があることを確認し十分に離れた場所から発砲すること。
- ・鳥獣に近づく際には、確実に止めさしされていることを慎重に確認すること。

(その他)

- ・転倒、滑落に気を付けること。
- ・不特定多数の者が入り込む場所で捕獲等を行う場合、従事者は、被害防止捕獲実施中であることを示す腕章を着用すること。

3-2 許可に関する事務処理の市町村への移譲

県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲許可がなされても、種の存続を脅かすおそれの少ない鳥獣については、捕獲許可に関する事務の迅速な対応を図るため、引き続き岐阜県事務処理の特例に関する条例に基づき捕獲許可に関する事務の処理を市町村長に移譲する。

3-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養を防ぐため、以下の点に留意しつつ個体管理のための足環の装着等適正な管理を行う。

- ・登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合した上で行う。
- ・平成元年度の装着許可証（足環）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- ・装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状態等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ・平成23年度以前に愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届け出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにする。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

違法飼養をなくすため、各種広報紙等により、野鳥の違法な飼養禁止を普及啓発するとともに、鳥獣保護管理員による巡視指導を行う。

3-4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、以下の点のいずれにも該当する場合に許可する。

- ・販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項及び鳥獣保護管理法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ・捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

3-5 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護又は管理の推進を図る上で必要と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して求める。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

傷病鳥獣の捕獲においては、傷病鳥獣の相談内容や相談に対する指導・依頼事例について情報を収集し鳥獣行政の基礎資料としての活用を図る。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるように対処する。

3-6 捕獲等の確認

県内全域における適切な鳥獣の管理をすすめるため、次のような方法により、捕獲実施と捕獲個体の処理の両方を確認し、確実な捕獲実績の把握に努める。

(1) 捕獲実施の確認

わなによる捕獲の場合 : 捕獲された状態での現場確認を実施することを原則とし、対応が困難な場合は現場写真の撮影等により、捕獲個体が生きている状態で捕獲の実施を確認する。

銃による捕獲等の場合 : 捕獲日に現場で実施の確認を行う。

(2) 捕獲個体の処理の確認

焼却場等において個体が処理される場合は場内で、現地で埋設される場合は埋設の現場で確認を実施することを原則とし、それが困難な場合は現場写真の撮影等により適切な処理の実施を確認する。

3-7 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、鳥獣保護管理法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具（銃器及びわな）の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域である。第12次鳥獣保護管理事業計画においては、散弾銃、ライフル銃及び空気銃等の銃器を用いた狩猟による危険防止のため、住民の散策や野外レクリエーションの場として利用されている区域を中心に指定を行い、終了時には139箇所、71,219haが指定されている。

特定猟具（銃）使用禁止区域については、銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域、鳥獣保護管理法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）について指定に努める。

特定猟具（わな）使用禁止区域については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について指定に努める。

なお、特定猟具使用禁止区域の指定期間は、社会的環境の変化を考慮し、原則として10年とし、第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内に期間が満了する特定猟具使用禁止区域は、当該地区の土地利用状況を勘案し再指定を行う。

(2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画

面積:ha (第12表)

		既指定特定猟具 使用禁止区域 (A)	年度	本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用禁止区域						
				4	5	6	7	8	計(B)	4	5	6	7	8	計(C)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	139	箇所	24	10	14	17	9	74	0	0	0	0	0	0
	面積	71,219	変動 面積	10,644	2,517	4,292	10,191	1,183	28,827	0	0	0	0	0	0
わな猟に伴 う危険を予 防するた めの区域	箇所	0	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0	変動面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特 定猟具使用禁止区域						計画期間中 の増減 (減:△)*	計画終了時の特 定猟具使用区域 **
4	5	6	7	8	計(D)	4	5	6	7	8	計(E)		
0	0	0	0	0	0	22	10	12	18	9	71	3	142
0	0	0	0	0	0	8,494	2,517	2,632	10,217	1,183	25,043	3,784	75,003
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 箇所数: (B)-(E)
面積 : (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数: (A)+(B)-(E)
面積 : (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	所在地（市町村名）	名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
令和4年度	岐阜市	岐阜ファミリーパーク（銃）	230	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	山県市	武儀川（銃）	220	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	海津市	大江川・前川・森下（銃）	107	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	養老町	祖父江（銃）	30	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	関市	坊地（銃）	178	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	関市、岐阜市	保戸島（銃）	195	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	関市	中池北（銃）	224	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	可児市	帷子（銃）	350	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	可児市	矢戸（銃）	200	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	可児市	浅間（銃）	240	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	富加町	滝田（銃）	40	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	御嵩町	真名田（銃）	139	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	郡上市	石徹白（銃）	950	R4. 11. 1～R14. 10. 31	新設
	郡上市	大日岳（銃）	1,200	R4. 11. 1～R14. 10. 31	新設
	多治見市	池田南（銃）	552	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	中津川市	中津川（銃）	1,037	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	中津川市	福岡広恵寺（銃）	1	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	恵那市	恵那（銃）	1,394	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	恵那市	奥矢作湖（銃）	166	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
	恵那市	上矢作木ノ実（銃）	213	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定
高山市	高山西（銃）	1,061	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定	
高山市	高山東（銃）	1,664	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定	
飛騨市	船津（銃）	199	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定	
下呂市	飛騨金山の森（銃）	54	R4. 11. 1～R14. 10. 31	再指定	
計		24箇所	10,644		
令和5年度	山県市	伊自良（銃）	297	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定
	山県市	椿野（銃）	170	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定
	北方町	北方町（銃）	517	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定
	大垣市、関ヶ原町	平井（銃）	313	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定
	土岐市	若人の丘（銃）	620	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定
	中津川市	中垣外（銃）	316	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定
	中津川市	蛭川西（銃）	154	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定
	恵那市	中野方（銃）	102	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定

	下呂市	中川原キャンプ場 (銃)	2	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定
	下呂市	東上田ダム湖 (銃)	26	R5. 11. 1～R15. 10. 31	再指定
計		10箇所	2, 517		
令和6年度	山口市	京ヶ洞 (銃)	70	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	養老町	池辺 (銃)	103	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	関市	市場紋原 (銃)	49	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	美濃市、関市	八幡・高野・大矢田 (銃)	137	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	可児市	広見 (銃)	516	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	可児市	坂戸 (銃)	54	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	富加町	梨割山 (銃)	610	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	郡上市	西洞 (銃)	340	R6. 11. 1～R16. 10. 31	新設
	郡上市	芦倉・天狗山 (銃)	1, 320	R6. 11. 1～R16. 10. 31	新設
	中津川市	蛭川東 (銃)	136	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	恵那市	分根 (銃)	130	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	恵那市	明智西山 (銃)	667	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	下呂市	初矢 (銃)	80	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
	下呂市	金山中学校 (銃)	80	R6. 11. 1～R16. 10. 31	再指定
計		14箇所	4, 292		
令和7年度	岐阜市	太郎丸 (銃)	68	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	瑞穂市	瑞穂市西南部 (銃)	1, 165	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	瑞穂市	呂久 (銃)	21	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	大垣市	赤坂 (銃)	875	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	大垣市	大垣中北部 (銃)	4, 413	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	海津市	木曾三川下流 (銃)	1, 250	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	関市	田原 (銃)	718	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	関市	中池 (銃)	21	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	美濃市	横越 (銃)	183	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	美濃市	テクノパーク (銃)	128	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	美濃加茂市	みのかも健康の森 (銃)	191	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	郡上市	中ノ棚 (銃)	123	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	郡上市	西和良小学校 (銃)	0	—	満了(△26)
	多治見市	深山の森 (銃)	20	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	中津川市	加子母 (銃)	84	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	高山市	宮川 (銃)	325	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
	飛騨市	数河 (銃)	530	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定
下呂市	飛騨川公園 (銃)	76	R7. 11. 1～R17. 10. 31	再指定	

計		17箇所	10,191		
令和8年度	郡上市	粥川（銃）	175	R8.11.1～R18.10.31	再指定
	郡上市	上荏安中山（銃）	14	R8.11.1～R18.10.31	再指定
	郡上市	赤池・杉原（銃）	76	R8.11.1～R18.10.31	再指定
	郡上市	福野（銃）	50	R8.11.1～R18.10.31	再指定
	中津川市	手賀野（銃）	610	R8.11.1～R18.10.31	再指定
	中津川市	ふれあい牧場（銃）	44	R8.11.1～R18.10.31	再指定
	恵那市	平柴（銃）	86	R8.11.1～R18.10.31	再指定
	飛騨市	西忍（銃）	90	R8.11.1～R18.10.31	再指定
	下呂市	向野（銃）	38	R8.11.1～R18.10.31	再指定
計		9箇所	1,183		
合計		74箇所	28,827		

2 特定猟具使用制限区域の指定

休猟区の指定が解除された区域等、狩猟者の集中的な入猟により人身や財産への危険が予測される場合は、必要に応じ、当該区域を銃猟又はわな猟を制限する特定猟具使用制限区域に指定する。

3 猟区の設定

新規狩猟者の確保及び教育の場並びに鳥獣の生息状況のモニタリングに活用することも目的として猟区を設定するものとする。

設定の認可に当たっては、適切で安全な狩猟の実施を図る観点から、次の点を十分考慮する。

- ・ 土地所有者や地域の関係者と調整していること。
- ・ 管理経営に必要な技術と能力を有すること。
- ・ 猟区の運営目的に即した者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ・ 生物多様性、野生鳥獣の保護及び管理や第二種計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣が指定する区域以外について指定する。

第12次鳥獣保護管理事業計画終了時で、3箇所、面積659haについて指定猟法（鉛製散弾を使用する方法）禁止区域が設定され、設定期間の末期は設定していない。

鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛きん類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲等が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じ関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じ指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 指定猟法禁止区域の指定計画

面積：ha（第14表）

鉛散弾の使用を禁止する区域		
所在地（市町村名）	名称	指定面積
羽島市、海津市	馬飼大橋・南濃大橋下流部	216
羽島市、海津市、安八町、輪之内町	長良川橋下流部	261
海津市	東海大橋上流部	182
計	3箇所	659

(3) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(4) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針（本計画策定時には策定していない）

(1) 計画作成の目的

第一種計画は、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

(2) 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

(3) 計画期間

計画期間は原則5年間とするが、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を行う。

(4) 対象地域

計画の対象地域は、原則として行政界や明確な地形界を区域線として設定する。また、近隣県と連携して保護を進めることができるように協議・調整を行う。

(5) 計画の目標

計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、数値による評価が可能な保護目標を設定する。また、必要に応じて、当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地域割りをを行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、生息頭数や捕獲・目撃地点の分布、捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向を確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特定を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

評価の結果、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業に反映させる。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

(1) 計画作成の目的

第二種計画は、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

(2) 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人との軋轢が深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。本計画策定時には、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカの4獣種について策定している。

(3) 計画期間

計画期間は原則5年間とするが、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を行う。

(4) 対象地域

計画の対象地域は、原則として行政界や明確な地形界を区域線として設定する。また、近隣県と連携して管理を進めることができるように協議・調整を行う。

(5) 計画の目標

計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、数値による評価が可能な管理目標を設定する。また、必要な場合は、当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地域割りをを行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、生息頭数や捕獲・目撃地点の分布、捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向を確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特定を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

評価の結果、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、管理事業に反映させる。

(第15表)

計画作成年度	対象鳥獣の種類	計画の目的	計画の期間	対象区域
令和5年度	ツキノワグマ	科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図り、人との共存関係を構築する。	第1期 H27.4.1～H31.3.31 第2期 H31.4.1～R6.3.31	県内全域
令和6年度	イノシシ	科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農業被害等の軽減を図り、人との共存関係を構築する。	第1期 H27.5.29～R2.3.31 第2期 R2.4.1～R7.3.31	県内全域
令和7年度	ニホンジカ	科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持、農林業被害の軽減及び生態系の保全等を図り、人との共存関係を構築する。	第1期 H23.4.1～H28.3.31 第2期 H28.4.1～R3.3.31 第3期 R3.4.1～R8.3.31	県内全域
令和8年度	ニホンカモシカ	科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害等の軽減を図り、人との共存関係を構築する。	第1期 H24.4.1～H29.3.31 第2期 H29.4.1～R4.3.31 第3期 R4.4.1～R9.3.31	県内全域
令和4年度～ 令和8年度	ニホンザル	科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに農林業被害及び生活環境被害の軽減を図り、人との共存関係を構築する。	※令和4年度中の策定に向け 生息調査等実施中	県内全域

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

第二種計画の目標を達成するために、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、あらかじめ第二種計画における、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業目標、事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価等を定めるものとする。

(1) 目的

当該鳥獣による被害の動向、県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息動向、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から、他の個体群管理のための事業を補完し、第二種計画の目標の達成のため必要な場合に実施するものとする。

(2) 実施期間

実施期間については、原則として第二種計画の計画期間内とする。

また、原則として1年以内とするが、対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。

(3) 実施区域

実施区域については、第二種計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域を定めるものとする。

(4) 目標

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数等を過去の捕獲等の実績や個体数推定等に基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等についても目標を定めて差し支えないものとする。なお、目標については、第二種計画の管理の目標との関係を明確にするとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう努めるものとする。

(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

第二種計画の整合を図るよう留意し、実施の時期、方法等を簡潔に定めるものとする。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護又は管理対策及び狩猟対策等の基礎資料とするために、県内に生息する鳥獣の種類、分布、生息数等について、大学、博物館、保護団体、研究者等の協力を得て調査していく。

なお、広域的な鳥獣の保護又は管理を進める上で、狩猟及び被害防止捕獲等による捕獲等の情報（頭数、性別、位置等）は、有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証並びに出猟カレンダーより報告される情報も活用する。

さらに、各種調査の実施にあたっては鳥獣保護区等位置図に印刷されたメッシュ単位を基本として収集し、県のホームページ等を活用し市町村、県民に情報提供を行う。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ等県内の野生動物にかかる生息状況、変遷を科学的に把握し、将来に向けデータを蓄積していくことを目的に、広域カメラモニタリング調査等の調査を継続的に実施する。

(2) 管理対象鳥獣生息状況調査

県内に生息する鳥獣のうち、農林水産物等に被害を与えるなど、人との軋轢が生じ、管理が必要となることが考えられる種について実施する。

(第16表)

対象鳥獣名	調査方法・内容
野生動物全般	野生動物広域カメラモニタリング
ツキノワグマ	統計手法等を用いた生息状況調査 県民からの目撃情報の収集 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集 被害防止捕獲情報（頭数、性別、位置等）の収集 堅果類豊凶調査 ツキノワグマ齢査定調査

イノシシ	生息密度調査や統計手法等を用いた生息状況調査 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集 被害防止・指定管理鳥獣捕獲情報（頭数、性別、位置等）の収集
ニホンジカ	糞塊密度法や統計手法等を用いた生息状況調査 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集 被害防止・個体数調整・指定管理鳥獣捕獲（頭数、性別、位置等）の収集 森林下層植生の衰退度調査 ※ニホンジカと同じ草食動物であるニホンカモシカについても情報収集する。
ニホンカモシカ	区画法を用いた生息状況調査 滅失届や捕獲情報（頭数、性別、位置等）の収集 狩猟者からの目撃情報の収集 ※ニホンカモシカと同じ草食動物であるニホンジカについても情報収集する。
ニホンザル	県民からの目撃情報の収集 狩猟者からの目撃情報の収集 被害防止捕獲情報（頭数、性別、位置等）の収集
カワウ サギ類	県内のコロニーにおける生息数、繁殖状況調査 被害防止捕獲情報（頭数、性別、位置等）の収集

(3) 希少鳥獣等保護調査

岐阜県レッドデータブックに掲載されている絶滅が危惧される鳥獣類について、必要に応じて現地調査や有識者からの聞き取り調査を行い、保護施策等の基礎データとする。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内のガン、カモ、ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするために、環境省が実施する全国的な一斉調査を基本として、生息数や生態の調査を行う。

(第17表)

対象地域名	調査方法・内容	備考
県内の渡来地	ガン、カモ、ハクチョウ類の渡来地において、種別の個体数を目視により調査する。	

(5) カモ類糞便調査

家きんや人への高病原性鳥インフルエンザの感染予防に資するため、県内に飛来するカモ類の同ウイルスの保有状況を調査する。

(第18表)

対象地域名	調査方法・内容	備考
県内の渡来地	カモ類の生息地において、糞便を採取し遺伝子検査等により調査する。	

(6) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況及び捕獲等の状況を調査する。

(第19表)

対象鳥獣	調査内容、調査方法	備 考
主要な狩猟鳥獣	野生動物広域カメラモニタリング、狩猟者から捕獲情報を集積し鳥獣保護区等位置図に印刷されたメッシュ単位で生息情報整理する。	

3 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 狩猟実態調査

狩猟の実施状況を調査する。

(第20表)

対象種類	調査内容、調査方法	備 考
狩猟鳥獣	狩猟免許取得希望者や狩猟者を対象にアンケート調査や出猟カレンダー調査を実施し、狩猟の実態（狩猟獣種、数量、場所等）を調査する。	

(2) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区（特別保護地区）並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

(第21表)

対象保護区等の名称	調査時期	調査の種類・方法	備 考
全ての鳥獣保護区（特別保護地区）並びに休猟区	更新又は指定の前年度	鳥獣の生息状況について、現地調査を行い、指定の必要性、効果を検討する。	

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護管理事業の実施並びに適正な狩猟の指導、監督を実施。鳥獣による農林業被害等の軽減に向け被害防除対策、生息環境管理、個体群管理について関係部局と連携して業務を実施する。

(2) 設置計画

(第22表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 環境生活部環境企画課 生物多様性係	2人	6人	8人	行政需要や組織再編等を検討し 必要な職員を確保する。			鳥獣保護管理事業全般 狩猟、密猟鳥等取り締まり 狩猟免許事務 狩猟者登録事務（県外分） 環境影響評価(鳥獣)指導事務
現地機関 県事務所 岐阜地域環境室	0人	16人	16人				鳥獣保護管理事業全般 狩猟者登録事務（県内分） 狩猟、密猟鳥等の取り締まり 被害防止捕獲許可事務 特別保護地区の制限行為許可事務 狩猟免許更新事務
現地機関 野生鳥獣リハビリセンター	0人	5人	5人				傷病鳥獣の治療、飛翔訓練等 野生動物の保護及び管理に関する普及啓発

※課長以上を除く担当職員の内人員

(3) 研修計画

野生鳥獣管理に必要な知見、技術、情報の習得及び情報交換のための研修会を計画的に開催する。

(第23表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	内容	備 考
野生生物研修	国	12月	1	全国	鳥獣の保護及び管理、狩猟業務に必要な知識	
特定鳥獣の保護及び管理に係る研修	国	通年	3	全国	特定鳥獣の保護及び管理に関する知識	
鳥獣行政担当者会議	県	4、9月	2	全県	鳥獣行政全般	
鳥獣行政システム研修	県	5月	1	全県	狩猟免許更新、狩猟者登録等の電算処理	
被害防止捕獲研修	県	5月～6月	3	全県	法令、保護及び管理の考え方	3(2)と共通
岐阜県野生動物管理推進センター 連続講座	大学	通年	3	全県	野生鳥獣の生態、鳥獣対策の普及	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理や自然保護行政事務を補助させる目的で知事が任命した自然保護員による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に係る調査、指導及び監視の実施により、鳥獣行政を円滑かつ適正に推進する。また、鳥獣の保護・管理に関し必要な知識の習得、情報共有を図るための研修会を実施する。

《主な活動内容》

- ・飼養鳥獣の巡回指導
- ・鳥獣被害調査
- ・わなの標識設置確認、指導
- ・密猟防止パトロール、指導

(2) 設置計画

(第24表)

基準設置数 (A)	令和3年度末		年度計画						計(C)	充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
13人	13人	100%	13人	13人	13人	13人	13人	13人	13人	100%

(3) 年間活動計画

(第25表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
飼養鳥獣等の巡回指導		←		→									
鳥獣による被害調査	←												→
わなの標識の設置指導	←												→
密猟防止指導	←												→
狩猟事故防止巡視								←					→
野鳥の監視	←	→					←						→

(4) 研修計画

(第26表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容	備考
自然保護員研修	県	5月	1	全県	13人	鳥獣の保護及び管理並びに自然保護行政に必要な知識	

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

関係部局、狩猟者団体や研究機関と連携し、県鳥獣行政職員や県農林部局の担当職員、市町村担当職員、狩猟免許取得者、捕獲従事者、農林業事業者や農林高校の生徒等に対して、各種研修会の開催や教材等を配布し、担い手の育成及び確保を図る。

(2) 研修計画

(第27表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容	備 考
狩猟免許試験予備講習会 (免許取得希望者向け)	県	6月～11月	4	全県	400人	法令、猟具の扱い、事故防止	
狩猟事故防止研修会 (狩猟免許所持者向け)	県	9月～11月	30	全県	600人	法令、猟銃の事故防止に係る知識	
捕獲技術習得実地研修 (狩猟免許所持者向け)	県	11月～12月	-	全県	100人	猟場での捕獲技術、事故防止	
狩猟免許更新講習 (狩猟免許所持者向け)	県	6月～9月	8	全県	1,200人	法令、保護及び管理の考え方、事故防止	
わな捕獲技術向上研修会 (狩猟免許所持者向け)	県	6月～12月	3	全県	120人	わなによる捕獲技術、事故防止	
被害防止捕獲研修 (行政職員向け)	県	5月～6月	3	全県	60人	法令、保護及び管理の考え方、事故防止	1(3)と共通

※この他、保護及び管理の担い手を確保・育成するための研修として、国、県農林部局、市町村が実施する各種研修が想定される。

(3) 狩猟免許取得者、捕獲従事者の確保、育成

狩猟等捕獲の社会的な意義を踏まえ、狩猟免許所持者・捕獲従事者の減少及び高齢化が進んでいることから、県農林部局、狩猟者団体や研究機関等と連携し、狩猟免許所持者・捕獲従事者の確保・育成のため第27表の研修の他、下記の対策を講ずる。

- ・ 狩猟免許試験の週休日開催
- ・ 学生を対象とした免許取得にかかる支援
- ・ 狩猟等捕獲の社会的意義や免許取得・更新についての普及啓発、周知
(農林水産業事業者に対する資料配布、狩猟免許取得者に対する資料配布、農林高校の生徒等若年層に対する資料配布、出前授業等)

(4) 専門的知見を持つ人材の育成、確保

認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を持つ人材の確保及び育成を図るため、国の事業等、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用する。

4 取締り

(1) 方針

法令違反の取り締まりにあたっては、特別司法警察員、自然保護員及び警察機関との連携を密にし、取り締まりを実施。

- ・ 鳥獣保護区等の捕獲禁止区域における捕獲
- ・ 狩猟期間の前後における網・わなの設置

- ・ 無許可飼養、カスミ網による密猟防止

(2) 年間計画

(第28表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
捕獲禁止区域での捕獲									←	→			
狩猟期間前後網わな設置								←	→				
無許可飼養・カスミ網	←	→											→
その他の法令違反	←	→											→

5 岐阜県野生鳥獣リハビリセンター

(1) 方針

平成26年度に運営が開始された岐阜県野生鳥獣リハビリセンター（所在地：美濃市）が、第九 5「傷病野生鳥獣救護の基本的な対応」に基づき保護収容された個体の治療及び飛翔訓練等を行う。その運営は「岐阜県野生鳥獣リハビリセンター施設管理運営等マニュアル」による。

また、出前講座等により野生動物の保護及び管理の基本的な知識の普及啓発を行う。

(2) 施設整備計画

必要に応じて施設の改修等を検討する。

6 野生鳥獣管理の推進強化

高度研究機能、教育機能を有する岐阜大学と共同で、野生動物の管理を推進するシンクタンク組織〔岐阜県野生動物管理推進センター〕を設置し、野生動物の生息状況把握、行動解析等を踏まえ、従来の防護柵設置、追い払い等の対策に加え、地域、対象（獣種、群等）を絞り込んだ効率的捕獲を推進していくことで、農林業等被害のさらなる軽減を図っていく。

7 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県には、多種多様な鳥獣が生息しているが、開発等による生息環境の変化等に伴い、平成22年8月に改定した岐阜県レッドデータブック（動物編）改定版によると、哺乳類相で21種、鳥類相で33種の野生鳥獣が絶滅危惧種又は準絶滅危惧種として選定されている。他方では、イノシシやニホンジカ等の一部の野生鳥獣による生活環境等被害が発生し、人間との間に大きな軋轢が生じている。県では、第二種計画を策定することにより、科学的なデータに基づいた管理の目標を設定し、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を一体的に実施することにより、鳥獣の管理の推進を図ることとしている。また、生活環境等被害を根本的に減らしていくには、継続的な防除柵の点検や出没状況等の情報共有などの地域住民による対策が重要であるため、野生鳥獣との共存に向けた更なる普及啓発が必要である。

第一種銃猟免許所持者の減少や高齢化による、個体群管理への影響についても、その動向を注視し、捕獲等に従事できる者を育成するための施策を検討して行くことが必要となっている。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱

国指定の鳥獣保護区である北アルプス鳥獣保護区及び白山鳥獣保護区には、標高2,000mを超える高山帯地域が含まれている。近年、その保護区内の高山帯にイノシシ等が侵入し高山植物を掘り起こす事案が報告されている。そこで、環境省や関係団体と連携を強化する中で対応策について検討し、必要に応じて捕獲や除去に協力する体制づくりを行う。

3 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は、猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じて、きめ細かに実施する。

また、各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

4 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取り組みが必要な場合においては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等について入猟者承認制度による地域個体群の管理を検討する。

5 傷病野生鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

野生鳥獣は他の鳥獣を含む野生生物の食物連鎖の中で生と死を繰り返しており、傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。野生鳥獣は、その死を含めて健全な生態系の維持に重要な役割を担うという原則を踏まえつつ、種の保存のため、絶滅が危惧される野生鳥獣を対象として救護を行う。

県の傷病野生鳥獣救護の対象は、個体レベルでの保全が必要とされる種の保存法による「国内希少野生動植物種」の鳥類、岐阜県レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類及び準絶滅危惧に分類された種であり、かつ放野が可能と見込まれる個体とする。その救護が必要な個体は保護収容し、治療及び飛翔訓練等を行い、放野を図る。

また、野生鳥獣の命は、食物連鎖により支えられ、これが繰り返されることにより生態系が維持されていることに最大限配慮し、ペットなどの動物愛護とは異なることを念頭に置いて、傷病野生鳥獣の対応を通じて人と野生鳥獣との適切な関わり方を県民に普及啓発する。併せて、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、普及啓発を図る。

(2) 救護個体の取扱

救護個体の取扱いは以下の考え方を基本とするほか、「岐阜県傷病野生鳥獣救護事業事務処理要領」及び「岐阜県傷病野生鳥獣救護マニュアル」により対応する。

- ・ 捕獲、収容に当たっては、鳥獣保護管理法のほか、種の保存法や文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。
- ・ 救護対象種の収容、診療、飛翔訓練及び放野の可否の判定は、関係機関等の協力を得て行う。
- ・ 感染症予防の観点から適切な対応をする。

6 感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家さんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」及び「岐阜県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

野鳥の異常死の早期発見や発見時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥の関わりや野鳥との接し方等について、県民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

豚熱（CSF）については、平成30年9月に本県で発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が確認されていることから、野生イノシシの捕獲については、関係市町村と連携しながら、防疫措置や感染確認検査（PCR検査）を含む対策を一層推進し、感染が拡大しない生息密度にするなど、感染収束に努める。

アフリカ豚熱（ASF）については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まり、アフリカ豚熱ウイルスが侵入し、野生イノシシにまん延した場合は、その影響が大きいと考えられることから、野生イノシシにおける感染確認検査や監視体制の強化により万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。

なお、捕獲の実施にあたっては、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省）」等に基づいた防疫措置の実施及び県主催の防疫研修の受講を徹底するとともに、狩猟者登録に際しては防疫研修の受講を条件とするなど狩猟者に指導する。

また、野外でバーベキュー等を行った際、豚熱ウイルスやアフリカ豚熱ウイルスに汚染された正規ルートで輸入されていない肉製品を野生イノシシが食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、食品の食べ残しの放置の禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係市町村と連携しながら、県民等に対し積極的に普及啓発を行う。

(3) その他の感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それらの傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や関係部局や関連機関との情報収集に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発

① 方針

生物多様性の保全、鳥獣の保護及び管理の重要性を普及していくため、関係機関との連携のもとシンポジウム、愛鳥ポスターコンクール、図書の配布等の取り組みを実施し普及啓発を進める。

② 事業の年間計画

(第29表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間ポスターコンクールの作品募集				←————→										各学校
関係図書の配布、講師派遣等										←————→				野鳥保護パートナー校等
県広報、HP、関係刊行物等による広報	←————→												愛鳥週間 ヒナを拾わないで カスミ網防止等	

③ 愛鳥週間行事等の計画

愛鳥週間作品展示、野生生物保護功労者表彰等

(2) 餌付けの防止

① 方針

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害や、市街地出没の一因にもなることに加え、個体間の接触機会が増加することにより野生鳥獣間での感染症の伝播の要因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組む。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分に配慮する。

なお、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置等の結果として鳥獣を誘引することとなる行為は、鳥獣による生活環境や農林水産業等の被害につながる可能性がある。このため、生ごみや未収穫物の適切な管理等についても、地域社会等での普及啓発等にも努める。

② 年間計画

(第30表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
注意喚起 普及啓発	←————→												広報紙 県HP等	一般県民

(3) 野鳥の森等の整備

県内に整備した野鳥の森には案内板、野鳥姿図等が整備されており、地域住民の憩いの場として利用されている。老朽化した施設については、利用状況と利用者の安全に配慮して適切に対応する。

(第31表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	備考
千光寺	S48	高山市	36ha	野鳥姿図		現施設の老朽化した施設は利用状況と利用者の安全に配慮して対応する。
いこいの森	S48	揖斐郡揖斐川町	150ha	野鳥姿図		
養老公園	S49	養老郡養老町	79ha	野鳥姿図		
百年公園	S49～S50	関市	100ha	観察舎、案内板、野鳥姿図		

(4) 野鳥保護パートナー校の育成

① 方針

小中学校の児童や高等学校の生徒に生物多様性の基本的な考え方や野生鳥獣についての基本的な考え方（野生鳥獣は愛がん動物(ペット)・産業動物(家畜)とは接し方が異なり公衆衛生上触れ合わないことが基本であること等)を普及するため、小中学校や高等学校に対し、愛鳥ポスターコンクールへの参加の呼び掛け等を行い野鳥保護に関する関心を高めるとともに、コンクール入賞校等を野鳥保護パートナー校として位置付け、下記による普及啓発を図る。

② 内容

- ・ 生物多様性等に関する図書等、教材の配布
- ・ 生物多様性等についての助言、講師派遣及び出前講座

(5) 法令等の普及徹底

① 方針

鳥獣関係法令違反は、狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等やその飼養、捕獲禁止区域(猟法)での狩猟、狩猟期間外の狩猟が大部分を占めており、近年はわな猟による不適切な事案も発生していることから、違法行為や不適切行為の根絶を目指し、岐阜県公式ホームページ、チラシ、講習会等により、次の事項を重点として、法令等の周知徹底を図る。

- ・ 野鳥の密猟及び違法飼養防止
- ・ 被害防止捕獲制度の適切な運用
- ・ 狩猟制度、マナー、事故防止
- ・ カスミ網による密猟防止

② 年間計画

(第32表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
密猟及び違法飼養防止	←												→	県・市町村広報 チラシ等	一般県民

被害防止捕獲制度の適切な運用	←			→								県・市町村広報 チラシ等	一般県民 捕獲従事者
狩猟制度、マナー、事故防止 (※)							←				→	猟友会役員会及び 支部総会、会報、狩 猟者講習会等	狩猟者
カスミ網による密猟防止						←				→		県・市町村広報 パトロール等	一般県民

※猟犬の管理（関係法令による必要な措置や猟犬の訓練・回収の徹底等）を含む

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議